**平成２３年（フ）第９３号**
兵庫県尼崎市蓬川町331番地の４県住２棟502号、開始決定時の住所兵庫県川西市久代６丁目２番１―203号
破産者　吉川　友子
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第３０６号**
兵庫県尼崎市戸ノ内町５丁目３番１―503号
破産者　大野建装こと　大野　徳一
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１０７０号**
兵庫県西宮市名次町９番１―402号、開始決定時の住所兵庫県西宮市老松町11番５―304号
破産者　松岡　幸吉
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１６５号**
兵庫県西宮市甲子園浦風町15番18―301号
破産者　穂積　睦子
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第３６１号**
兵庫県西宮市青木町12番27号　青木方、前住所兵庫県芦屋市竹園町６―８
破産者　竹園土木こと宇宿義一こと　李　　義一
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第３８７号**
兵庫県西宮市越水町11番27―102号
破産者　熊谷ひとみ
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第４４７号**
兵庫県尼崎市常光寺１丁目11番11号
破産者　惠島　敏夫
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第４９６号**
福岡県久留米市朝妻町13番11号
破産者　山口新一郎
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２２年（フ）第３４号**
福岡県八女郡広川町大字新代2414番地１
破産者　衣料のオギノこと　荻野　幹雄
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

**平成２２年（フ）第１０１号**
福岡県八女市黒木町本分2096番地２
破産者　松浦　　了
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

**平成２２年（フ）第３００号**
佐賀県佐賀市諸富町大字徳富2072番地16
破産者　坂井　正弘
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３８号**
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝1711番地１
破産者　清水　美和（旧姓宮﨑）
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第５９号**
佐賀県小城市小城町松尾3724番地17
破産者　末次由美子
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第５３８号**
熊本県天草市亀場町亀川1809番地２
破産者　井上　静示
1　決定年月日　平成23年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第３３９２号**
札幌市東区北32条東12丁目１番６―215号
破産者　原　さおり
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４０２４号**
札幌市東区北27条東17丁目２番７号セレクト27―１号、開始決定時の住所札幌市北区新琴似７条１丁目３番40―505号
破産者　奈須　忠代
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１３号**
青森県十和田市大字三本木字西小稲210番地７
破産者　三上　貴之
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２３年（フ）第２５号**
青森県十和田市西十一番町20番18号　小笠原アパート11号、開始決定時の住所青森県十和田市大字三本木字西小稲113番地11
破産者　高野　博行
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２３年（フ）第３０号**
青森県十和田市東一番町５番37号
破産者　小林　智彦
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部